

# 長野県における産業教育総合計画に関する実証的研究

A study for the general planning of vocational education in Nagano prefecture

佐藤 史人

Fumito SATO

(和歌山大学教育学部)

2009年10月5日受理

## Abstract

The purpose of this paper is to clarify some characters concerning the general planning for vocational education in Nagano pref. Firstly, this study tried to make clear the process of establishing the plan and to analyzing the contents. Secondly, I would attempt to consider what the planning to be for the administration and finance of vocational education in Nagano.

The following some findings can be point from this research.

- (1) In Nagano pref., the planning for vocational education was established independently of the national land development. It is the typical model in some prefectures.
- (2) The Nagano plan established would promotes industrial courses and suppresses agricultural courses in vocational high school. This policy was determined based on the circumstances of industry in this pref.
- (3) The Nagano plan had some limitations and weaknesses like the no finances. But it suggests their own activities for vocational education.

Key word :

vocational education promotion law (産業教育振興法) administration and finance of education (教育行財政) vocational education (職業教育)

### 1. 産業教育振興法をめぐる最近の動向

産業教育に関わる振興を目指し、職業教育行財政制度の根拠となってきた産業教育振興法(1951年法律第228号、以下産振法とする。)は、小泉政権下においていわゆる「三位一体の改革」によって、高校職業教育費へ国庫補助が廃止されるという劇的な法改正が2005年と2006年に断行された。この改革は地方分権を財政面で推進するという目的を持っており、産振法の改正による高校職業教育の条件整備についても、原則国庫補助を廃止し、同等の予算を地方交付金として地方自治体に交付するという形態に改めるものである。これによって地方自治体は独自の施策を執ることができるようになったといえる。これは同時に、この制度では交付金の使途は地方自治体の裁量とされるために、地方自治体によっては高校職業教育から他の教育費等へ転用されることも引き起こしかねない。高校職業教育にとって現在は、財源縮小という危機ともなり得る重要な時期を迎えているといえよう。

産振法による職業教育行財政制度は、今回の三位一

体の改革による政策・制度転換に至るまで、半世紀以上も継続された制度であった。教育現場、とりわけ高校職業学科等では、この制度の恩恵によって、戦後の物的教育条件整備が充実促進されたことは定説となっている。その一方で高校の教育現場や地方自治体の財政担当部署においては、今回の改革に着目しているようには思われない。それは、産振法による制度が常態化し関心が薄れていること、更に国庫補助を受けるにしても自治体の負担も当然必要であり、昨今の財政難では積極的に施設設備を充実させることができなくなっている地方財政の状況にも関係している。中央教育審議会初等中等教育分科会(第9回2003年9月)においても、今回の制度改革への教育現場の関心が薄いことは指摘されており、高校職業教育の当事者のひとつである全国高等学校長協会においても、改革に対する反応はほとんど見られなかった<sup>2)</sup>。

こうして産振法はその制定の中核的目的<sup>3)</sup>であった国庫補助による財源確保する財政機能を廃止するという重大な変容をほとんど注目されないまま改正され

た。

## 2. 本研究の位置づけと研究目的

先に述べたように産振法の改正は地方分権の推進、すなわち地方における職業教育行財政の自立と独自性を担保することを目的としており、今後は各地方自治体の責任の基に固有の行財政が執行されなければならない。技術教育や職業教育の性質上、施設・設備の整備は、教育内容・方法さらにいえば授業内容そのものに直接影響する重大な事柄であり、これを蔑ろにして教育の成果や効果を高めることは不可能である。そのためには各地方自治体における職業教育の状況を調査しつつ、目標を設定し、今後の計画立案が当面必要になる。この営みはいわば教育の計画化であり、これまで地方自治体が十分機能してはこなかった部分である。

ところで、制定当初から産振法は財政制度の規定以外にも、産業教育に関する国並びに地方自治体の教育計画の策定（第3条第1項）とそれを司る中央及び地方産業教育審議会の設置（第11条）を規定している。これまでの研究では、先進的であり、お手本とされた富山県などの県産業教育振興総合計画などの事例について一定程度研究を重ねてきた<sup>4)</sup>。これまでの研究は産振法の成立過程を戦後教育改革の一環として位置づけ、戦前の実業教育との比較の中で検討する事によって、戦後の高校職業教育行財政制度の特徴とその意義を解明することであった。しかし、昨今の産振法改正によって地方自治体は独自の職業教育行財政を行わなければならない環境になりつつある。いわば今後は戦後における地方産業教育行財政の第2期を迎えることになるといえよう。

職業教育行財政制度が変容する現代において、その前例ともいえるべき産振法制定直後の地方産業教育総合計画を検討することは時機を得ており、財源制度の変化を教育学研究として明確に分析する必要があると考える。産振法制定によって、各都道府県では、地方産業教育審議会が設置され、独自の産業教育に関する教育実践が1950年代半ばから開始された。産振法の法の趣旨は、教育財政に関する国庫補助制度、教育行政に関する審議会制度と教育の計画化に大別される。中央産業教育審議会・文部省と地方産業教育審議会・都道府県教育委員会との関係に見られる産業教育行政の構造上の特色、教育計画や審議会答申等の教育実践への影響、交付金の使途の実態などについては、各都道府県で一様ではない。

そこで、本研究では産振法に基づいて策定された地方における産業教育に関する教育計画に着目し、戦後の高校職業教育行財政制度の確立における同法の職業教育史上の意義・役割を実証的に解明することを目的とする。また、産振法施行の影響・効果を、都道府県

の教育行政の実態について、産業教育に関する教育の計画化を中心に実証的に検討する。具体的には、当時、独自の産業教育行政が実施され、注目されたいくつかの地方公共団体うち、長野県を取り上げ、その特徴を他県と比較しながら析出する。

## 3. 教育計画について

はじめに、教育計画について簡単にまとめておけば、以下のように2つの意味が考えられる<sup>5)</sup>。

A機能(過程)概念としての計画=education planning (計画化)

B実態概念としての計画 =education plan

Bは作成された提案、つまり計画書とでもいべきもので、それは固有名詞として用いられる。一方Aは、Bを作成するための諸機能・方法・過程を指しており、「計画化」と呼び、区別する。教育学において、いわゆる「教育計画」はAを指すことが多いとされる。

Aの「計画化」については、さらに以下の2つの区別ができる。

①規範的計画：設定した目標を達成するための総合的な手段を定める行為

②分析的計画：未来の複数または継続的な人間行動について、一定の関連性のある行動系列を提案する行為

両者の相違を簡潔に述べれば、次のようになる。規範的計画は設定した目標から手段を論理的に演繹していく過程である。他方、分析的計画は複数の手段を調整して目標を帰納していく過程であり、こちらは目標設定を必要条件にしていない点が特徴である。

以上の整理に基づいて、産振法の規定に基づいて各都道府県において策定された産業教育に関する総合計画(以下、地方産業教育計画とする。)について、その内容と特徴を検討する。

## 4. 地方産業教育計画の類型

これまで、いくつかの都道府県における地方産業教育計画について若干検討してきた<sup>6)</sup>。すべての都道府県について悉皆したわけではないので、不十分であるけれども、次に掲げるようにいくつかの型に分類することができると思われる。

### 4.1 産業教育計画策定に必要とされる現状調査と分析(調査・分析型)

計画の樹立には、各都道府県の現状を把握することが第一の段階とされる。これは、中央産業教育審議会が建議によって、産業教育計画を樹立するために調査・分析が必要であると、文部省の指定調査として「産業教育調査」がおこなわれたことと同様である。

例えば愛知県では、産業教育計画樹立の第一段階として調査・分析が大規模におこなわれた<sup>7)</sup>。こうした調査・分析は計画化には不可欠であるので、規模や調査

の範囲に差異はあるものの、ほとんどの都道府県において実施された。つまり、すべての地方産業教育計画はこの型に当てはまることとなる。しかし、ここでは、こうした調査・分析をおこなった後結局、当該地方公共団体独自の産業教育計画が策定されなかったケースを特に区別し、この類型とする。具体的には、愛知県、新潟県などがこれに該当する。

#### 4.2 地方総合開発計画の一環としての産業教育計画（地方総合計画一環型）

富山県や北海道に典型的にみられるように、国土総合開発計画である「地方総合開発計画」の教育部門の一部に「産業教育に関する計画」が位置づけられる場合である。

例えば、富山県総合開発計画は、人口・所得計画を総ての計画の頂点に位置づけ、勤労・所得の機会の獲得、健康で文化的な生活水準の享受、経済文化の発展を目標としている<sup>8)</sup>。これはまさに国土開発計画法の趣旨に沿う、産業教育に留まらない県政全般にわたる計画化であった。北海道の場合は、富山県と同様に国土開発計画に基づいており、加えて北海道開発法にも関連して、さらに国家政策と密接に関連した大規模な総合計画の一環に組み込まれていた。

#### 4.3 地方産業教育審議会による産業教育計画（単独型）

産業教育振興法の第11条に規定され、条例によって設置される地方産業教育審議会は、1951年度中には大半の都道府県で整備された<sup>9)</sup>。地方産業教育審議会は、一方で前述のように全国的に地方公共団体による国土総合開発の最中であったことから、県総合開発審議会の一部門の活動を継承する場合があった<sup>10)</sup>。他方、多くの府県では、地方総合開発計画とは別に単独の条例によって、全く別に規定され、委員の構成、活動内容を産業教育に特化した組織として産業教育審議会が組織された。

この場合には、例えば福井県や三重県のように、独自の産業教育計画樹立をめざしながら、結局前述の「調査・分析型」に留まる場合が少なくなかった。これは、中央産業教育審議会がその必要性を強調し、調査・分析である「産業教育調査」をおこないながらも、結局、全国版「産業教育計画」を樹立しなかったことと無関係ではないと考えられる。

こうした状況の中で、長野県や埼玉県では、当該地方産業教育審議会による独自の「産業教育総合計画」が策定された。これを単独型とし、以下では主に「長野県産業教育総合計画」の内容と特徴について検討してみたい。

### 5. 長野県産業教育総合計画策定までの経緯

長野県においては、1951年12月に長野県産業教育審議会条例（条例第70号）が、次いで翌52年4月には、長野県産業教育審議会規則（教育委員会規則第6号）が制定され、同県地方産業教育審議会が制度化された。審議会の特徴としては、産業経済界、教育界、勤労界のそれぞれにおける学識経験者と教育行政機関の職員から構成されること<sup>11)</sup>が規則に明言されており、中央産業教育審議会のそれと同様であった<sup>12)</sup>。こうした審議会委員の構成にも中央審議会制度との関連を読みとることができる。

長野県においては、計画策定に当たり、第一段階である調査・分析は県教育委員会事務局秘書調査課によって、1955年に先駆けておこなわれていた<sup>13)</sup>。これに基づいて長野県産業教育審議会は「長野県産業教育総合計画」を策定、1957年12月に発表した。

長野県における地方産業教育審議会設置と同総合計画は比較的早い段階で取り組みが始まったといえる。しかし、総合計画樹立をなすまでに、全県調査の実施、それに基づいた分析、さらに計画化という段階で相当の時間が必要であったことがわかる。時代は高度経済成長期に差し掛かり、急激な社会・産業の変容が起こっている状況下で、計画策定までの時間はその実効性に影響を与えたものと考えられる。

### 6. 計画の概要

同計画の「前文」にあるように、「国の産業教育総合計画を骨格とし、各府県がその実態に即して肉となるべき細案を樹てるべき」とし、中央政策としての産業教育計画の必要性と同計画との関係について言及している。内容構成は、以下のようになっている。

- I 高等学校の学校及び課程の配置と生徒数の適正計画
- II 高等学校の施設・設備の改善及び活用計画
- III 高等学校の教育内容と教育指導方法の改善計画
- IV 高等学校の定時制における産業教育の充実計画
- V 高等学校の教職員の充実計画
- VI 高等学校以外の教育機関における産業教育の充実計画

産業教育総合計画は長野県単独の事業であっても、国の政策・事業との連携を取るべきとの立場を取っている。しかし、当該総合計画がまとめられた時点までに国の国土計画は発表されておらず、県内事情のみにて策定せざるを得なかったことが記されている<sup>14)</sup>。また、富山県の事例に見られるように、県総合計画の一部分として教育計画が、更にその一部として、産業教育計画が位置付くという構成・分担に比べると単独であるが故の限界が看取できる。長野県では計画策定時からこうした限界を持ち合わせることになる。計画の策定も長野県産業教育審議会が担当しており、県全体

の組織との連携・協力は見あたらない。

内容項目のⅠ～Ⅵは計画としては並列であるけれども、同計画の前文に示されるように「最も基本的であり、かつそれ以後の諸計画の内容を規制する性格を持つ」と、Ⅰは位置づけられている。つまり、産業教育総合計画の中心的課題は高校の課程（現在でいう学科を指す、以下同様。）の配置と生徒数の適正化であることが分かる。

## 7. 計画内容の検討

### 7.1 高等学校の学校及び課程の配置と生徒数の適正計画

この計画では、将来長野県における「産業界各分野の中堅となる者に必要な高等普通教育及び農・工・商の専門的基礎教養を修得させること」を目的とし、高校における産業教育を主な対象としている。この計画では「長野県高等学校の課程の配置と生徒数が我国並びに本県の産業経済の実態及びその将来の発展の方法に対して量的、質的に合理的な産業人の養成と供給の役割を果たしている」(P. 2)とされるように、産業教育振興の具体的課題を高校職業学科の課題としていることが分かる。事前の産業教育に関する調査によれば、長野県の高次教育の状況を以下のように整理している。

- ・ 中学卒業後の高校進学率は50～55%であり、全国平均(45～50%)を上回っている。
- ・ 長野県下の高校生数は昭和30(1955)年度で、約74,000名、その内職業学科は43,000名で58%であり、全国平均(60%)とほぼ同様である。
- ・ 県内高校普通課程(普通科)卒業者の45%が卒業後直ちに就職しており、全国平均の30%を大幅に上回っている。

以上の状況から高校普通科卒業生で就職する者への教育のあり方が問題としている。

これに対して、計画では人材需要の面でも調査と産業構成の見通しを基に一定程度検討を行っている。すなわち農業課程は県内の第一次産業への人材供給を目指すべきとし、昭和26～28(1951～1953)年度と同課程全日制卒業生の進路は平均して第一次産業において59%に過ぎず、残りの41%は「養成目的とは異なった産業分野である」第二・三次産業への就職者という状況に着目している。これに対して工業・商業課程は養成目的以外への就職者はそれぞれ2.5%・4%とわずかであり、農業課程とは状況が異なることが合わせて示されている。更に卒業生の6割が県外への就職であることも指摘されている。

計画では、生徒数の適正化に伴う措置として「形態と組織規模」が検討されている。「限られた教員組織と施設・設備とにおいてその運用の能率をあげるため」には、「共運性」が必要としている。すなわち当時の総

合性高校の方針とは異なり、「異質の課程の併置」は「無駄」であるという見解である。これに従えば、2つ以上の課程をもつ高校は不適切であり、単独校への転換が必要であると指摘されている。このことは「教育効果」の側面からも同様であるとされ、職業課程の生徒は「専心」が必要であり、同一の高校内に他の課程があることで意欲が削がれたり、差別感や劣等感を生じる結果をも招くからだとしている(P. 4)。

また、経費の側面から一定数以上の生徒を収容すべき「適正規模」があるとしている。事前の調査によれば、生徒一人あたりの経費は全校生徒数400人以下の高校では非常に高くなり、450名以上が適正としている。職業課程は実習等の教育活動上の特徴から、逆に1,000名を超えることは支障があり、上限を設けることで適正規模としている。

以上のように、高校職業学科の設置とその収容人員を適切にすることがこの計画の主な内容となっていることが分かる。

### 7.2 各課程の対策

課程別に若干詳しく検討してみれば、農業課程については、長野県の農業生産と労働市場の状況から同課程の生徒定員の増加は不要であり、農業高校の存在意義をも視野に入れた議論が必要との結論が示されている。ただし、他課程への安易な転換は慎むべきとの見解も示している。農業課程の削減と生徒数の削減もやむなしという立場であり、教育内容・方法の質的充実への転換を結論としている。

工業課程については、長野県における工業振興のためにもその拡充が必要との結論が示される。具体的には、全県の工業課程の改革と生徒定員の増加が以下のように企図されている。

東信地区：課程を整備統合して上田千曲高校工業課程を充実する。佐久地区に工業課程1校を新設する。

北信地区：高水地区に工業課程1校を新設する。

中信地区：松本工業高校は課程を増加する。

南信地区：飯田工業高校を全日制工業課程としてその内容を充実する。

新設の課程に関して、計画では機械課程ないし機械工作課程を第一とすべきと指摘し、次いで工業化学課程電気又は電気通信課程としている。しかし、実際に設置に伴っては、機械と工業化学を併置するよりは機械と電気の併置のほうが施設・設備の利用に関して有利であるとしている。土木課程と建築課程は整備統合し、施設・設備の充実を図るべきとされ、新たな設置等は考えられていない。また、紡織課程と木材工芸課程では地域社会でのこれまでの経緯があり、施設・設備を充実させながら発展させるべきとしている。更に今後の工業分野の進展を期待しつつ、「原子加及び電子工業」を高校職業課程の新設すべきとの指摘も見られ

る。

商業課程については、高校の配置は、岡谷南高校を除きほぼ適正であるとし、他課程との併置校については単独校への転換を提言している。生徒定員については、以下の通り。

学校名	現状定員	望ましい計画
小諸商業	200人	そのまま
上田千曲	80人	増募100名
丸子実業	100人	そのまま
松代	100人	そのまま
埴生	300人	そのまま
須坂商業	150人	そのまま
長野商業	300人	そのまま
中野実業	100人	増募200名
穂高	50人	増募100名
松商学園	400人	そのまま
諏訪実業	150人	そのまま
岡谷南	50人	募集停止
辰野	100人	増募150名
赤穂	100人	そのまま
飯田長姫	150人	増募250名

## 8. 若干の考察

本研究では、地方産業教育計画の「単独型」の一例として、長野県の場合を取り上げてきた。これまでの研究で一定程度解明できた地方総合計画一環型との比較を通して、単独型の地方教育計画のもつ特徴について、若干検討したい。

### 8.1 地方審議会の構成とその性格

地方自治法（1947年法律第67号）の制定は、中央集権的・統制的教育行政を改廃し、地方庁に戦後の新しい地方行政組織の確立を目指していた<sup>15)</sup>。当該分野に対して経験が豊富である識者が選出されるべきであるという、いわゆる「教育行政における専門性」が重視されるようになった。しかし、阿部彰によれば、「新学制準備協議会」設置の経緯からみてもわかるように、現実の審議会の委員選出のパターンは、「各界代表型」と「地域代表型」に分類されるという<sup>16)</sup>。

産業教育審議会の場合は、中央審議会が都道府県審議会を、さらにその下位の市町村立審議会を掌握する、いわゆる「地域代表型」の頂点に中央審議会が位置づけられ、国家統制の機関となりうるとの危惧が産振法制定時から議論のひとつになっていた。前述したように、審議会委員の構成について、中央審議会は産振法に規定されるけれども、地方審議会については産振法に規定されず、各都道府県の条例によってその規定は異なる。

長野県については、委員の構成が中央審議会と同様であったことも特徴の一つであった。これをもって、

産業教育審議会制度が中央集権的・統制的性格を持つとはいえないけれども、実際にはこうした委員構成が計画の内容に影響を与えているように思える。その例として、同県産業教育計画の内容が高校職業学科の教育に焦点化されているとは考えられないであろうか。中央審議会の委員に中学校教育関係者が不在であり、同審議会の当初の活動が高校職業学科に関連する内容が主であったことが指摘できる。

### 8.2 財政的限界

地方審議会は、地方公共団体の予算については、その権能がないので実質的に計画の内容にも限界がみられる。計画には目標の設定と手段の整合性を求めることが重要とされる。富山県など県総合計画一環型の場合には、県政全体を網羅した計画故に、予算措置も大規模にとる可能性があり、その点では大胆な計画が策定できた。しかし、長野県の場合には、実質的には、職業学科の再編・拡充と定員増という大幅な予算措置を伴わない計画内容となっている。同計画の「むすび」から、IIについては、産振法による財源確保が期待できるとしながらも、III～Vの内容の実現には、特別な財源措置が必要であるとし、これを換言すれば、財源確保ができないことから、当面の産業教育計画では、Iを主な内容とすることで実効性を期待していると読みとることができる。

高校職業学科の再編成に留まるという制限を持つ長野県の計画をもう少し詳しく検討してみる。長野県の計画は事前の調査に基づいて、その策定が行われていたが、この調査の解釈と対策にも問題があるように思われる。もともと教育県としての自覚と実績のある同県において、高校への進学率の高さなど特徴的な実態が事前の調査でも明らかになっていた。これに関して、高校卒業後の就職者が多い事実を基に、高校職業学科への入学者を増やすべきという論理は些か短絡的であるといえよう。普通高校卒業者が職業生活への準備が必要であれば、中等教育後の職業教育や職業訓練の制度や仕組みを用意すべきであり、高校入学時にさかのぼって、産業教育計画として子どもの進路変更を強制するような考え方には無理を感じる。また、生徒数の適正化に関しても、小規模校における一人あたりの教育費が高くなることは当然であり、技術・職業教育を実施する上では小規模・少人数による教育効果を重視すべきであろう。これらの事例は教育計画の財源に関する目途がないまま、当時の高校職業学科の再編・整理で産業教育を振興させようとした限界を示すものといえよう。

### 8.3 教育の内的事項について

前述したように、長野県の産業教育計画は、教育内容・方法については追加的に内容に取り込まれていた。

産業教育に実質的に役立つ根本的問題として考える際には、産業の実態に即した教育内容及び方法のあり方が検討される必要がある。この際、特に当時問題とされていたのは、次の2点についてであった<sup>17)</sup>。

- ・普通教育との関係が示されているか。
- ・地域性に固執していないか。

教育内容及び方法の計画としては、具体的提言に欠けるとはいえ、こうした観点から一定の方針を打ち出していることは注目できる。

## 9. まとめ

これまで産振法の成果とされてきた高校職業教育における施設・設備の整備は産振法制定直後の時期では充分とはいえ、実質的な効果の面で評価すれば産振法がこの時期に定着したとはいえない。しかし、本研究で検討した長野県の事例からは、限界や問題点を抱えながらも産業教育の計画化へのそれぞれ独自の活動が見られた。しかし、産業教育を高校職業学科の再編に矮小化したことは、産業教育の抜本的な発展を期待できるものではなく、財源措置も講じられなかったことは、さらに振興策として制限されたものにならざるを得なかった。

職業教育における財政確保の一つの制度として成立した産振法は、制定直後のこの時期には教育条件の十分な成果あげられなかった。しかし、産業教育計画の策定を通して、各地の産業・経済などとの関連で独自の教育行政が行われたことは、当該地の事情や教育に対する理念・方針が反映され、地方行政における独自性や固有性を検討する上で興味深い。

## 注

- 1) 原正敏「産業教育振興法」『教育学事典』労働旬報社 P.336 1998年
- 2) 同協会や全国工業高等学校長協会の取り組みでは、毎年産業教育振興のための提言をしている。この提言を見ても、産振法改正に対する直接の反応は見られず、制度変更に対する見解も表されていない。
- 3) 産振法制定のねらいはいくつかあるが、その内最も重要視されていたのが、財源の確保であった。詳細については拙稿「産業教育振興法の成立過程に関する実証的研究—戦後高校職業教育行政研究の側面から—」(『産業教育学研究』第29巻第1号 P.53 1999年)を参照のこと。
- 4) 例えば、「産業教育振興法定着期における富山県産業教育計画に関する実証的研究」(悠峰職業科学研究紀要 第8巻 P.13-20 2000年)や「地方産業教育教育計画と産業教育審議会に関する研究」(和歌山大学教育学部紀要(教育科学)第53集 P.31-136 2003年)などがある。
- 5) 新井郁男「教育計画」『教育学大事典』第一法規1978年
- 6) 拙稿「産業教育振興法定着期における富山県産業教育計画に関する実証的研究」『悠峰職業科学研究紀要』第8巻 2000年など。
- 7) 愛知県の調査(愛知県教育委員会編「愛知県産業教育総合計

画資料編」1954年)は県内産業の各分野に及んでおり、県総合開発計画の一部に位置づく産業教育総合計画策定を目指して行われていた。愛知県の産業教育審議会はこうした調査結果にもとづいて総合計画を策定する独自のねらいがあったことが分かる。愛知県の産業教育審議会及び県教委による詳細な調査は、産振法制定直後のこの時期に愛知県の産業教育の実態を客観的にとらえることを可能にした。しかし産振法のねらいの一つであった教育計画は、愛知県ではこの時期に実際には樹立されなかった。また新潟県においても同様に基礎研究や調査はしたものの、計画樹立にいたらなかった。

- 8) 富山県「富山県総合開発計画(基本計画編)」1952年 P.1
- 9) 産振法制定間もない1951年10月までに条例で整備された府県。日付は条例制定日を示す。
  - ・福岡県 7月14日 ・三重県 7月25日 ・滋賀県 7月30日
  - ・石川県 8月30日 ・埼玉県 9月7日 ・高知県 9月11日
  - ・京都府 9月18日 ・鹿児島県 9月17日 ・鳥取県 9月21日
  - ・山形県 10月1日
 以下、当該年度中に審議会を設置した道県は、大分県、北海道、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、兵庫県、島根県、広島県、愛媛県、長崎県の25府県に上り、このように地方審議会の設置は比較的短期間におこなわれた。
- 10) 典型的な例として、富山県の場合があげられる。富山県産業教育審議会は、産振法の規定(第11条)に沿って、富山県産業教育審議会条例(第54号)及び富山県産業教育審議会規則(教育委員会規則第5号)によって制度化される。しかし教育計画は総合開発審議会文化厚生委員会が1952年3月、「富山県総合教育計画」を策定し、産業教育審議会はこれを追認した。「富山県総合教育計画概要」富山県教育委員会ガリ版印刷資料他より)
- 11) 長野県産業教育審議会委員名(イロハ順)
 

会長	西沢重明	松本電鉄株式会社専務
副会長	花岡直一	長野商業高等学校長
委員	橋詰英雄	長野県農地経済部長
	上条憲太郎	長野県教育委員会教育長
	吉江清朗	自営業(農)
	帯刀周一	長野市東部中学校長
	松山篤	株式会社松山スキ製作所社長
	牧野良司	株式会社前田鉄工所常務
	増沢俊介	岡谷工業高等学校長
	樋口昌夫	南安曇農業高等学校長
- 12) 産業教育振興法第7条 中央産業教育審議会の委員は、産業経済界4、教育界8、勤労界4、関係行政機関4の計20名から構成されることとされた。地方産業教育審議会の構成は、必ずしも中央のそれと同様ではなく、例えば鹿児島県のように、①産業教育に関する学識経験がある者、②関係行政機関の職員、③その他特に必要と認める者とされる場合もみられる。「鹿児島県産業教育審議会規則」
- 13) 「教育調査報告書 1954 産業教育調査 地方教育費調査」
- 14) 長野県産業教育審議会「長野県産業教育総合計画」前文1957年12月
- 15) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房 1983年
- 16) 前掲同書 P.205
- 17) 高師広吉「産業教育の総合計画」『産業教育』第2巻第1号など